

改正動物愛護管理法について（一般の飼い主の方）

今回の動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）の改正は、「終生飼養の徹底」と「動物取扱業者による適正な取扱いの推進」の2つの柱からなっています。

- ・動物の所有者と動物取扱業者の両者に「終生飼養」の責務が明記されました。
- ・犬猫の販売業者に対し、健康安全計画の策定や個体ごとの管理、購入者に対する現物確認・対面説明等が義務化されました。

改正動物愛護管理法は、平成24年9月に公布され、平成25年9月1日から施行されています。

動物の飼い主の方、これから飼おうとする方へのお願い

1 動物を購入するときは

- 販売先が石川県（金沢市）に登録された動物取扱業者であるか確認してください。
 - ⇒ 登録している動物取扱業者は、登録証または登録事項を掲示しています。
 - ⇒ 無登録の事業者からの購入はしないでください。
- 動物取扱業者には、動物の販売に際し、購入者に対して現物確認（動物の現在の状況を直接見せる。）と対面説明（動物を飼うために必要な情報を説明する。）が義務付けられます。
 - ⇒ インターネット等で、現物を見せないで（写真、動画等のみで）動物を販売することはできません。
 - ⇒ しっかりと自分の目で確認し、必要な説明を十分受けたうえで購入してください。
- 幼齢の犬猫の販売は禁止されます
 - ⇒ 生後56日（平成28年8月31日までは45日、それ以降、別に法律で定める日までは49日）を経過しない犬猫の販売はできません。
 - ⇒ 購入時に生年月日を確認し、生後一定期間親兄弟と一緒に過ごしているか確認してください。
 - ⇒ 早く親兄弟と離してしまうと、吠え癖、咬み癖など問題行動を起こす可能性が高くなります。

2 最後まで愛情と責任をもって飼ってください。

- ⇒ これまで石川県では飼い主から犬猫の引取りを求められたら保健所等で引取っていましたが、これからは終生飼養の原則により拒否できるようになります。
- ⇒ 犬猫販売業者、繰り返しての引取り、幼齢の犬猫の引取りで繁殖制限に応じない場合、老齢又は疾病が理由の引取りの場合、飼養が困難であると認められない引取りの場合、あらかじめ他の譲渡先をみつけようとしめない場合、その他終生飼養に反するような場合は原則引取りを行いません。
- ⇒ 愛護動物をみだりに殺傷、遺棄することは犯罪です。

⇒ 愛護動物をみだりに虐待（給餌・給水をやめる、酷使する、病気・けがを放置する、不衛生な状態で飼養する）することも犯罪です。

3 所有者明示について

●名札、マイクロチップなどで自分の所有であることを明示してください。

⇒ いなくなった時の発見が容易になります。

⇒ 特に、マイクロチップは災害時の行方不明でも発見が容易になります。

●犬の飼い主は、狂犬病予防法により鑑札、注射済票を装着しなければなりません。

4 特定動物（人の生命、身体、財産に害を与えるおそれがある動物）を飼う場合

●知事の許可が必要です。無許可飼養は犯罪となります。

⇒ 許可を得るには厳しい基準（堅固な施設、二重扉等）をクリアしなければなりません。

⇒ 飼えなくなった場合の譲渡先等をあらかじめ決めておかなければなりません。

⇒ 特定動物について十分理解し、本当に自分に飼う能力があるか慎重に検討してください。

5 災害時について

●東日本大震災では、多くの動物が飼い主と離れてしまいました。

⇒ 日頃から、災害が起きた時のことを考えておくことも必要です。

⇒ 動物用の餌を備蓄しておくとともに、同行避難の方法、キャリーバックに慣れさせる、しつけをさせるなども考えておいてください。

6 自分に見合った頭数を飼養すること

●各地で多数の動物を飼うことによるトラブルが発生しています。

⇒ 無理に多数の動物を飼うことは、周辺環境を悪化させるだけでなく、近隣に迷惑をかけたり動物虐待にもつながります。

⇒ 繁殖制限をしないとどんどん増えてしまいます。必ず不妊・去勢手術をおこなってください。

⇒ 知事は、状況改善のため飼い主に対し、勧告、命令を行うことができ、また命令に従わない場合は罰則が適用されます。

⇒ 動物は、適切な数を適切な環境で飼うことを心掛けてください。

なお、詳細は、環境省ホームページをご覧ください。

動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました <一般飼い主編>

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2508b.html